

地域包括支援センター

～高齢者の生活をサポート～

みなさんは、地域包括支援センターをご存じですか。本センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護や健康・医療など様々な面から支えるための拠点です。市内には、本庄地域包括支援センター安誠園と児玉地域包括支援センターの2か所があり、次のような業務を行っています。

※虐待防止・権利擁護及び総合相談支援につきましては、市役所でも相談に応じますので、ご利用ください。

★介護いきがい課 ☎ 1127

介護予防ケアマネジメント

高齢者のみなさんが自立した生活が送れるように、今の生活や健康状態を把握し、健康づくりや介護予防のお手伝いをします。また、要介護認定で、「要支援1・2」の認定を受けた人を対象に介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスなどを受けられるように事業者等との調整を行います。

虐待防止・権利擁護

高齢者のみなさんが安心して暮らせるために、権利や財産を守ることに努めています。

- 虐待の相談や早期発見・保護などの対応
- 悪質訪問販売などによる消費者被害の防止
- 認知症等の高齢者の権利擁護を図る成年後見制度の活用

総合相談支援

介護・福祉・医療のことなど、ご本人だけでなく、ご家族や地域の人からの相談や悩みに専門職が対応します。相談内容に適したサービスの紹介や情報の提供、または助言を行うなどし、問題解決のための支援をしています。

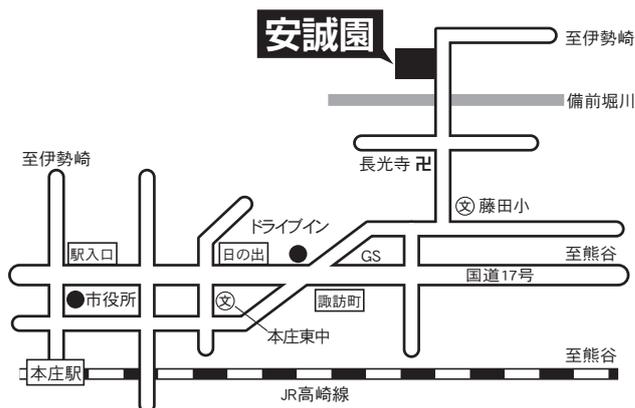
◆例えばこんな相談です

- 介護サービスを利用したい
- 認知症に困っている
- 悪質商法に騙されているかも
- 家族だけで介護するのは大変だ
- 体が弱ってきたので何とかしたい
- 近所の一人暮らしの高齢者の姿を見掛けない

本庄地域包括支援センター安誠園

本庄市小和瀬1666 ☎ 26262

平成24年
4月1日
開設!



児玉地域包括支援センター

本庄市児玉町金屋1302-1 ☎ 25828



国民年金

平成24年度の国民年金の保険料は、
月額14,980円です。
保険料の納付には、割引が受けられる口座振替や
前納制度をご利用ください。

*国民年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ

★市民課年金保険係 ☎251114

★市民福祉課市民係 ☎21331
(内線333)

★熊谷年金事務所 ☎048(522)
5158

「ご存じですか?」学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生でも国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

ただし、学生で収入が少ないなどの理由で、保険料を納められない場合には、「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、申請して承認を受けることにより在学期間中の保険料を後払いすることができず、承認期間は年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されます。

また、事故や病気などによる障害・死亡のときの障害基礎年金又は遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

平成24年度申請受付中

○すでに承認を受けている人
平成23年度に学生納付特例制度を受けていて、平成24年度以降も在学期間があると申し出た人には、日本年金機構・熊谷年金事務所から、特例制度の継続を確認する通知が3月下旬に送付されています。

引き続き制度を受けたい人は、通知書に同封されている返信用はがきに必要事項を記入し、返送して下さい。

○初めて申請する人

初めて申請をする人や通知が届いていない人、学校が変わった人は、手続きが必要です。

受付場所 市民課(市役所1階)、市民福祉課(総合支所1階)

用意

- 年金手帳
- 新学年の学生証(コピー可)
- 又は在学証
- 明書
- 印鑑(朱肉)
- を使うもの



申請はお早めに

申請が遅れても平成24年4月分まで遡って承認されますが、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡について、障害基礎年金又は遺族基礎年金が受け取れなくなる場合がありますので、早めに申請してください。

年金相談を行っています

年金について不明な点等がありましたら、ご相談ください。

日時 毎月第2木曜日
午後1時~4時

場所 市役所1階市民相談室

相談員 社会保険労務士

※事前に電話で予約して下さい。

国民年金の追納制度

「学生納付特例制度」などの免除制度を受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されます。しかし、受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内(たとえば、平成24年5月分は平成34年5月分まで)であれば、後から保険料を納付(追納)できるようになっています。将来受け取る年金額を増額するためには、追納することをお勧めします。

ただし、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に「経過期間に応じた加算額」が上乗せされますのでご注意ください。

年金の請求先

すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されません。忘れずに請求しましょう。

○国民年金のみに加入していた人…市民課・市民福祉課

○厚生年金加入者に扶養されている期間のある配偶者や厚生年金の加入期間のある人…年金事務所

○共済年金加入期間のある人…共済組合

※共済年金と厚生年金、及び国民年金に加入期間のある場合は、共済組合と年金事務所へそれぞれに請求手続きが必要です。

※年金に関するお問い合わせや届出、また年金請求の際には、必ず基礎年金番号が必要になります。年金手帳又は基礎年金番号通知書は大切に保管してください。